

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会が所管する事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針案等について	平成27年11月12日 総務課 人 事 課
--------------------	--	-----------------------------

1 制定の趣旨

- 障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）が制定された。これを受けて、政府は、平成27年2月、法第6条に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を閣議決定した。
- 法に基づき、各行政機関においては、基本方針に即して、所管事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めることとされていることから、今回、国家公安委員会告示を制定しようとするもの。
- 対応指針の作成に当たっては、法に基づき、障害者その他の関係者からのヒアリングを平成27年7月13日に内閣府と合同で実施した。

2 対応指針の主な記載事項

- 障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止及び社会的障壁の除去の実施のための事業者の対応に係る基本的考え方
- 障害を理由とした不当な差別的取扱い及び事業者が提供に努めるべき合理的配慮の提供の具体例 等

3 意見公募手続の実施結果等

平成27年8月28日（金）から同年9月26日（土）までの間、意見公募手続を実施したところ、6件の意見が寄せられたことから、これらの意見等を踏まえ、別紙2のとおり修正を行った。また、寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりである。

なお、法に基づき、各行政機関においては、基本方針に即して行政機関の職員向け対応要領を定めることとされており、当庁においても警察庁訓令として対応要領を制定することとしていることから、告示案と併せて任意の意見公募手続を実施した。訓令案についても寄せられた意見等を踏まえ修正を行った上で、制定する。

1 趣旨

「自由かつ公正なサイバー空間」の恩恵を安全な形で享受できる社会の実現を目指し、「サイバー3(※)」の現状、将来の世界経済における影響等について、我が国政府機関、企業のほか、世界の各界各層の有識者が一堂に会して討議(内閣府主催、世界経済フォーラム協力)。

※ サイバー3…サイバーコネクション、サイバーセキュリティ、サイバークライム

2 日時・場所

日時：平成27年11月7日(土)～8日(日)

場所：ばんこくしんりょうかん万国津梁館、ザ・ブセナテラス(沖縄県名護市)

3 概要

(1) サイバークライム分科会

- サイバー犯罪の脅威に対する官民のそれぞれの取組、官民連携方策等について議論。
- I G C I 総局長として出向中の中谷警視長が、司会進行役として議論を総括。
- 長官官房参事官(サイバーセキュリティ担当)が、議題1(警察のイニシアチブ)のパネリストとして、我が国警察の取組について紹介。

(2) 基調講演

- 総括セッションにおいて、河野国家公安委員会委員長が「サイバー空間の脅威への対処」について基調講演(約15分)。
- 河野委員長から、最近のサイバー空間を取り巻く厳しい情勢について言及の後、同情勢を受けた警察の新たな施策の推進状況について、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」を踏まえつつ、
 - ① 対処能力の強化(体制の強化、犯罪インフラ対策等)
 - ② 官民連携による情報共有、訓練の推進(JC3、情報共有ネットワーク、都道府県警察における産官学連携等)
 - ③ 国際連携の重要性(海外機関、国際機関等との捜査協力、キャパシティビルディング等)

等について紹介。

各国からの参加者に対し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた更なる官民連携、国際連携の推進を要請。

- 質疑応答やその後のレセプションにおいて、国内外の関係者から我が国警察によるきめ細かな官民連携による情報共有、各種対策の働き掛け等について強い関心が示された。

1 開催日時

平成27年11月17日（火）午前8時50分から午後5時45分まで

2 開催場所

警視庁術科センター（武道館及び射撃場）

3 競技方法・種目及び登録選手

(1) 団体戦（皇宮警察本部及び都道府県警察48チーム）

ア 逮捕術

同種試合（徒手、警棒）

異種試合（徒手対短刀、警棒対短刀又は警杖）

イ 拳銃

制服警察官の部、私服警察官の部、センター・ファイア・ピストルの部

ウ 登録選手

区 分	逮 捕 術	拳 銃
第1部（12チーム）	108人（7人制）	60人（5人制）
第2部（15チーム）	120人（6人制）	60人（4人制）
第3部（21チーム）	147人（5人制）	63人（3人制）
合 計	375人	183人

(2) 個人戦（女性警察官のみ）

ア 逮捕術

女子個人戦（警棒対警棒） 80人

女子特別試合（徒手対徒手） 19人（本年度新設）

イ 拳銃

女子エア・ピストル 32人

女性制服警察官 53人

4 主な表彰

(1) 団体戦は、各部ごとに成績上位チームを表彰

(2) 個人戦は、個人戦及び拳銃団体戦の各競技種目の成績上位者を表彰

5 前回大会（平成26年度）の優勝（団体戦）

区 分	逮 捕 術	拳 銃
第 1 部	警 視 庁	愛知県警察
第 2 部	三重県警察	栃木県警察
第 3 部	山梨県警察	福井県警察

公安委員会 説明資料No. 4	第3次犯罪被害者等基本計画案 骨子案について	平成27年11月12日 給与厚生課
--------------------	---------------------------	----------------------

犯罪被害者等基本計画については、平成27年度末に第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）の計画期間が満了するため、現在、基本計画策定・推進専門委員等会議において、第3次犯罪被害者等基本計画案の検討が進められているが、この度、同専門委員等会議において骨子案が次のとおり確定された。

1 第3次犯罪被害者等基本計画案骨子案（別添参照）

(1) 計画期間

平成28年4月1日から平成32年度末までの5か年。

(2) 具体的施策

今後実施していくべき施策について、第2次基本計画に引き続き5つの重点課題に沿って整理し、担当省庁を明示して取りまとめられており、警察庁関連の施策としては、

- ① 犯罪被害給付制度に関する検討
- ② カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減
- ③ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実等が挙げられている。

2 今後のスケジュール

○ 11月上中旬

犯罪被害者等施策推進会議により骨子として決定。

○ 11月中旬～12月上旬

内閣府において骨子のパブリック・コメント手続。

○ 平成28年1月中旬

基本計画策定・推進専門委員等会議においてパブリック・コメントを踏まえた検討等を行い、第3次基本計画案を確定。

○ 平成28年3月

犯罪被害者等施策推進会議において第3次基本計画案を決定後、閣議決定。

1 開催日及び場所

日程：平成27年11月2日(月)から5日(木)までの間

場所：ルワンダ共和国キガリ市

2 参加国

145か国・地域（約640名）。我が国からは国際捜査管理官他が出席。なお、河合関東管区警察局広域調整部長はICPO副総裁として出席（本ICPO総会終了時をもって退任）。

3 会議の概要

(1) 犯罪対策及び国際警察協力

テロ対策、組織犯罪対策及びサイバー犯罪対策に関する報告がなされた。

(2) 機構の財政及び管理

ICPOの2016年の活動計画及び予算案が採択された。

(3) ICPO総会開催地

第86回ICPO総会（平成29年）を中国において開催することとされた。

※ 昨年総会において、来年の第85回ICPO総会の開催地はインドネシアに決定済み

4 個別会談

バレストラジ総裁、ストック事務総長と会談したほか、米国、韓国、中国他の代表と会合し、捜査協力の強化を進めることで一致した。